

令和2年6月 定例会

第1号（令和2年6月16日）

<input type="checkbox"/> 出席議員及び欠席議員の氏名	P1
<input type="checkbox"/> 会議録署名議員の氏名	P1
<input type="checkbox"/> 職務のため議場に出席した者の職氏名	P1
<input type="checkbox"/> 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	P1
<input type="checkbox"/> 議事日程	P2
<input type="checkbox"/> 開 会	P3
<input type="checkbox"/> 会期の決定	P3
<input type="checkbox"/> 諸般の報告	P4
<input type="checkbox"/> 議案の上程	P5
<input type="checkbox"/> 施政方針並びに提案理由の説明	P6
<input type="checkbox"/> 一般質問	P11
<input type="checkbox"/> 散 会	P35

令和2年		池田町6月定例会会議録			第 1 日	
招集年月日		令和2年6月9日			池田町告示第22号	
招集の場所		池田町議会議場				
開会日時		令和2年6月16日			午後1時30分	
散会 閉会		令和2年6月16日			午後3時11分	
出席 8名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	丸石 純一	出	5	佐野 和彦	出
	2	松井 靖明	出	6	和田 義則	出
	3	宇野 一正	出	7	飯田 拓見	出
	4	宇野 邦弘	出	8	岩崎 昭一	出
会議録署名議員		4番	宇野 邦弘		5番	佐野 和彦
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長	中村 博司		議会書記	梅田 昌美	
	町 長	杉本 博文		住民税務課長	佐野 成美	
	副町長	溝口 淳		町土整備課長	山崎 政弥	
	教育長	内藤 徳博		保健福祉課長	有馬 幸代	
	企画官兼農村 政策課長	高橋 宏輝		木望の森づくり課長	長谷川 正喜	
	総務財政課	森川 弘一		教育委員会事務 局長	飯田 康彦	
議事日程		別紙のとおり				
会議の経過		別紙のとおり				

令和2年6月定例会日程表(第1号)

令和2年6月16日(火)

午後1時30分 開会

開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第39号 令和2年度 池田町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第40号 令和2年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第41号 令和2年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第42号 令和2年度 池田町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第43号 令和2年度 池田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第44号 令和2年度 池田町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第45号 池田町木活・木育振興施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第46号 池田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第47号 池田町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第48号 池田町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第49号 池田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第50号 池田町地方創生子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第51号 池田町過疎地域自立促進計画の変更について

施政方針並びに提案理由の説明

- 日程第17 一般質問

閉議

令和2年6月定例会会議録（初日）

令和2年6月16日

開始時間 午後1時30分

○和田議長

本日、令和2年池田町議会、6月定例会が召集されましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらず、ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

ただ今の、出席議員は8名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年、池田町議会、6月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

○和田議長

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則 第112条の規定により、4番 宇野 邦弘 君 5番 佐野 和彦 君の両名を指名致します。

○和田議長

日程第2

会期の決定を議題と致します。お諮り致します。

本定例会の会期は、本日から19日までの、4日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○和田議長

異議なしと認めます。よって本定例会は、本日から 19日までの、4日間に決定いたしました。お諮りいたします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布してあります、定例会 会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審議のため、17日、18日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、16日と19日は本会議、17日と18日は委員会審議のため、休会することに決定いたしました。

○和田議長

日程第3

諸般の報告を致します。

報告第4号

令和元年度 池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号

令和元年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第6号

令和元年度 池田町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第7号

令和元年度 池田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

以上4件の報告が参っております。

本日の議事日程はお手元に配布してあります、日程表のとおりであります。

併せて、本日の議会は、新型コロナウイルス感染症の対策として、議場内は全員マスク着用を基本とし行います。

また、議場、傍聴席出入り口も開放し行います。

各位のご協力をお願いします。

本定例会に、すでに配布のとおり、議案第39号ほか12件が提出されております。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか、関係者の出席を求めています。

以上で、諸般の報告を終わります。

○和田議長

日程第4

議案第39号

令和2年度池田町一般会計補正予算（第3号）

日程第5

議案第40号

令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6

議案第41号

令和2年度池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第2号）

日程第7

議案第42号

令和2年度池田町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

日程第8

議案第43号

令和2年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9

議案第44号

令和2年度池田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10

議案第45号

池田町木活・木育振興施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第11

議案第46号

池田町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第12

議案第47号

池田町介護保険条例の一部改正について

日程第 1 3

議案第 4 8 号

池田町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 1 4

議案第 4 9 号

池田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第 1 5

議案第 5 0 号

池田町地方創生子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 1 6

議案第 5 1 号

池田町過疎地域自立促進計画の変更について

以上、 1 3 議案を一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

町長より施政方針並びに、提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

(議長 町長杉本)

○和田議長

町長 杉本君

○杉本町長

本日、町議会 6 月定例会が開会され、一般会計補正予算をはじめとして 1 3 議案のご審議をいただくに当たり、その概要と共に町政の諸事についてご報告いたします。

まず、最初に本日報道されましたが、昨日、平成 2 9 年 3 月 1 4 日、池田中学校での生徒自死事件における損害賠償請求訴訟が提訴されました、改めて亡くなられた生徒のご冥福と共に、ご家族皆様に哀悼の誠を捧げるものであります。

今後の訴訟に対しましても、誠実丁寧に臨んで参る所存であります。

次に、コロナウイルス感染拡大に伴う、国および町が実施する、経済生活支援事業の実施状況についてご報告いたします。

まず、国の特別定額給付金10万円の至急事業につきましては5月28日より支給を実施いたしました。

6月15日時点での未申請の世帯数は31件となっております。

町と致しましては、未申請世帯への再案内文の案内と共に、世帯の状況に応じた申請の援助を実施することといたしています。

なお、給金の申請受付は8月11日までとなっております。

また、この国の給付金の内容に準じて支給することといたしました、町事業の地域応援券1万円支給事業につきましても同様に対応することといたしてまいります。

次に、実施する高校生までの保護者に、1人当たり3万円を支給する、子育てバックアップ事業につきましては、対象者120人に対し、118人の申請を受け付けております。

6月末までの受付となっていることから、対象者に対し今一度連絡して参りたいと考えております。

また、学生仕送応援事業においての、現在15件、町商工応援事業においては20件232万円余の申請を受け付けております。

なお、学生仕送応援事業の申請期限は、8月末までとなっております。

次に、町においてはコロナウイルス感染拡大、第2波の備えとして、町主催並びに町関連行事の開催是非や、開催方策等について関係者、関係団体等々と協議いたしています。

決定事項については随時早めに町民にお知らせ参りたいと考えています。

現在のところでは、8月5日予定しております町戦没者追悼式につきましては、ご来賓を町内のごく限られたのみとすること、会場を文化交流会館として、密集密接を避けること、開催時間を午前の涼しい時間帯とすることとして開催することといたしました。

また、25年前に文化交流会館に埋設されましたタイムカプセルが本年が掘り出し、開封の年とされております。

しかしこの様な時節柄でありますので、町といたしましては、開封を5年延長したいと考えております。

関係された皆様には、この8月を目処に通知して参りたく考えております。

また10月11日に計画しておりました、能楽の里マラソンにつきましては、池田町スポーツ協会との協議により中止するとのこととあります。

次に、開所を延期しておりました、あそびハウスこどもと森につきましては、

6月19日10時より開所することといたしました。当面は入場定員を半分の40名とすること、万が一のためご連絡先の記入をいただくこと、冷房等を行いながら換気を行うこと、マスクの着用をお願いすることなど、感染予防に努めながら運営して参りたいと考えております。

なお、開所式につきましては、実施しないことと参りました。

次に、足羽川ダム建設事業の現況についてご報告いたします。

国の建設事務所によれば、今年度の事業予算は101億円であり、引き続き付け替え道路工事、水海導水トンネル工事、原石山掘削工事等を実施すると共に、水海川分水施設の地質調査、測量設計の実施、そしていよいよダム本体工事、堤体基礎掘削工事に着手していくとのことであります。

冠山トンネル工事におきましては、本年12月には、約4,800mが貫通するとのことであります。

次に、板垣坂バイパストンネル工事につきましては、池田側工区においては、5月22日から掘削が開始され、6月5日には起工式が執り行われたとのことであります。

また越前市側の工区では、6月2日に入札公告が行われたとのことであります。

また、白粟バイパストンネル工事につきましては、現在の迂回路工事が完了次第、トンネル工事に着手するとのことであります。

次に、コロナ感染拡大対策のため遅れ遅れとなっておりました、新庁舎、新図書館建設町民委員会、並びに第2期池田町地方創生町民会議の協議再開につきましては、座長をお願いしているお二人の教授とも協議し、リモート方式取り入れた形で再開することといたしました。

改めて準備を整えて、7月には再開して参りたいと考えております。

以上町政諸事の報告といたします。

それでは、本日ご提案致しました、各議案の概要について、ご説明申し上げます。

はじめに、

報告第4号 令和元年度 池田町一般会計 繰越明許費 繰越計算書の報告について

報告第5号 令和元年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について、

報告第6号 令和元年度 池田町簡易水道特別会計 繰越明許費 繰越計算書の報告について、

報告第7号 令和元年度 池田町下水道事業特別会計 繰越明許費 繰越計

算書の報告について

以上4件につきましては、3月の定例会において、予算の繰越をご承認頂いております、各繰越事業について、計算書を作成いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

次に、議案第39号 令和2年度 池田町一般会計補正予算（第3号）につきましては、1億3,306万6千円を追加し、総額を37億2,408万9千円といたすものでございます。

主な内容について申し上げます。

まず、2款 総務費 1項 総務管理費 4目 財産管理費におきましては、行政情報ネットワークの、システム強化のため、機器更新経費723万8千円を計上いたしました。

7目 交通安全対策費におきましては、高齢運転者の交通事故防止、事故時の被害軽減につながる、安全運転サポートカーの購入を支援する「高度安全運転装置付自動車購入補助金」400万円を追加いたしました。

次に6款 農林水産業費 1項 農業費 12目 農業公社費におきましては、高品質な農産物加工品の安定供給に向け、農産物等処理加工施設整備に、農業公社への補助金として、3,222万2千円を。

また、白野菜のブランド化に向けた試験栽培に、同じく補助金22万5千円を計上いたしました。

2項 林業費 4目 林道開設改良事業費におきましては、林道開設改良事業における国庫補助金が追加されることとなりましたので、工事請負費1,298万4千円を計上いたしました。

10目 森林・木材利活用費におきましては、池田町木活・木育振興施設の機能向上に向け、内装工事や備品の購入等で、550万5千円を計上いたしました。

11目 森林エネルギー事業費におきましては、木望の森100年プロジェクトの柱の一つである、自然エネルギー利用を積極的に進めるため、調査研究費として、1,485万8千円を計上いたしました。

次に7款 商工観光費 2項 観光費 2目 観光開発費におきましては、今後の交通インフラ整備に伴う、交流人口の増加を見込み、志津原エリアの再整備に向けて、開発予定地の面積や地権者の調査を行いたいことから、測量業務委託料として、1,668万7千円を計上いたしました。

次に8款 土木費 4項 住宅費 2目 建築指導費におきましては、「住み家支援事業」の利用希望者が増えたことから、補助金2,250万円を計上いたしました。

次に10款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費におきましては、小中学校に一人一台タブレット端末を導入するなどの、教育ICT環境の充実を進めるにあたり、アクティブラーニング型授業への積極的活用策を検討するため、ICTプランニング経費20万円を計上いたしました。

2項 小学校費 1目 学校管理費、及び、3項 中学校費 1目 学校管理費におきましては、コロナウイルス感染症による休校措置の影響により、夏休みを短縮し、授業が行われることから、特別教室にエアコンを設置する経費として、それぞれ、264万7千円、437万8千円を計上いたしました。

9項 児童福祉施設費 1目 児童館費におきましては、児童館の屋根の腐食や、外壁の色落ちが激しいことから、修繕経費973万6千円を計上いたしました。

その他の項目については、主に人事異動に伴う、人件費の調整をいたしましたものでございます。

これらの財源と致しましては、11款 国庫支出金 2,110万5千円

12款 県支出金1,057万9千円 16款 繰越金6,725万3千円

18款 町債3,390万円等で調整したところでございます。

次に、議案第40号 令和2年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第41号 令和2年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第2号)

議案第42号 令和2年度 池田町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

議案第43号 令和2年度 池田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第44号 令和2年度 池田町介護保険特別会計補正予算(第1号)

の各特別会計の補正予算につきましては、いずれも主に人事異動に伴う、人件

費の補正を行うものでございます。

次に議案第45号 池田町木活・木育振興施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、新たに運用を開始する池田町木活・木育振興施設、通称「ウッドラボ」の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

本施設は、本町における森林価値を高め、木材利用の高度化・多様化を実現するための実証的研究を行うほか、森林・木材の体験学習を通じて、町の森林業の活性化や、人材育成を行うことを目的としております。

次に議案第46号 池田町国民健康保険税条例の一部改正、議案第47号 池田町介護保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が下がった被保険者を対象に、国民健康保険税、及び介護保険料の減免規程を追加するため、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

議案第48号 池田町国民健康保険条例の一部改正、議案第49号 池田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、給与等の支払を受けることができなくなった被保険者に対し、傷病手当金を支給する規定を追加するため、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第50号 池田町地方創生子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、移住定住の推進のため、町所有の藪田戸建て住宅を、子育て支援住宅として活用できるよう、条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第51号 池田町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成27年度に策定した、池田町過疎地域自立促進計画に、今回、農産物等処理加工施設整備の項目を追加するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本日も提案いたしました議案につきまして、概略をご説明申し上げます。

何卒、よろしくご審議のうえ、妥当なるご決議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田議長

日程第17

一般質問を行います。

これより通告順より発言を許します。

○和田議長

宇野邦弘 君

○宇野邦弘議員
議長 宇野邦弘

○和田議長
宇野邦弘 君

○宇野邦弘議員

宇野邦弘でございます。

大きく4点に渡って質問いたします。

最初に、新型コロナウイルスに関わる、学校再開に関わる問題です。

学校がようやく再開され、こども園も分散登園から通常スタイルになりました。改めて毎日毎日子ども達への感染対策で、今まで勤務以上に苦勞されている学校や、こども園の先生方の頑張りに敬意を表したいと思います。

さて、子ども達は長期の休校によって、かつてない学習の遅れや格差の広がり生まれています。学校再開にあたって、なによりも児童生徒の命と健康を第一に、学ぶ権利をしっかりと保障しながら、内容についてはより柔軟な対応が求められています。一人一人の子どもと丁寧に寄り添い、心のケアについてもしっかりと取り組むことが求められています。

先日の国会で、安倍首相は学習活動の重点化など、教育課程編成の考え方を示し、最終学年以外の子どもたちは、2・3年間を見越して無理なく学習を取り戻せるよう特例を設ける、と答弁しています。

文科省も、学習指導要領の弾力化との通知を出しています。

学校体育について研究しているある団体は、体育の授業、何が必要かという学校再会に向けての提言を出しています。

これではこう語っています、遅れを取り戻すという発想では、子ども達を追い込むことになりかねません、そのために子ども達に必要なと思われる内容を絞り込んで取り組むことが大切です。

同時に、子ども達が何を欲しているのかも重要です。

こう触れています、これは体育の授業についての提言ですが、他の教科にも当てはまります。

今年の夏休みは、池田町の場合8月1日から旧盆過ぎまでと決めたということですが、夏休みだからこその経験と体験が、これ以上減らされないように、宿題などは大幅に減らして行くことも必要だと考えますが、いかがでしょうか。

夏休みの短縮や運動会、修学旅行の日程延長など、教育委員会や学校側とのどんな相談の下で決められているのでしょうか、その際、町の教育大綱のいう育つ力を育てる、地域連携型の学校教育の実現、という理念との関係がどれだ

け論議されているのか。

子どもに寄り添い、子どもの要求に根ざした対応、教育大綱でいう視点の関係でどんな論議がされたのでしょうか、小中学校での学習活動の重点化などでどんな工夫が成されていますか、お聞き致します。

3年前の、池中の生徒の不幸な事件、いわゆる、指導死をめぐって、遺族の方が町と県に提訴されました、ここにいたるまでのご遺族のご心労、本当に心が痛みます。

町当局の真摯で誠実な対応を求めるものですが、こうした事件の背景に、学力至上主義があったことは明らかです。

二度と再びこうした事態を生み出さないためにも、今こそ子ども一人一人に寄り添って、ただ学習の遅れを取り戻す、という視点から過密な日程にならないよう求めるものです。

今、第2波に備えて先生方もご苦労されています、第2波でまともや休校、分散登校にならないよう願うばかりです。

この問題の最後に、学校閉鎖、休校が本当に効果的だろうか、学校設置者である町長に見解を伺います。

今年5月20日に日本小児科学会 予防接種感染症対策委員会が、会員と医療関係者向けの提言を公表しています。

これによりますと、小児が占める割合は少なく、そのほとんどは家庭内感染、小児では成人と比べて軽症で死亡例も少ない、学校閉鎖を行うことはその他のソーシャルディスタンスと比べて効果は少ない、学校閉鎖は学校教育の機会を奪うばかりでなく、屋外活動や社会的交流が減少することとも相まって、子どもを抑鬱傾向に陥らせている、就業や外出制限のため親子とも自宅に引きこもらせるようになって、ストレスが高まる事から家庭内暴力や、子ども虐待のリスクが増えることも危惧されている、子どもの貧困問題がクローズアップされている中、親の失業や収入減のために状況は更に悪化している上、福祉活動も滞り、子ども食堂などのボランティア活動も止まってしまっている、乳幼児検診も進まず、子どもの心身の健康上の問題を早期に発見し介入する事が出来ず、大きな健康被害につながることも危惧されている、等々列挙しそしてこのように、こと子どもに関する限り、コロナウイルスが直接もたらす影響よりもコロナウイルス関連被害の方が遙かに大きくなる事が予想されていると述べています。

専門官の意見を十分踏まえないまま、安倍首相の判断で突然始まった一斉休校、感染防止全く役立たなかったとは言いませんが、現場の混乱と子ども達や保護者への大きな犠牲を強いることになりました。

池田町は幸いにも小規模です、子ども同士の密はあってもわずかです、また

第2波の広がりがあっても今回の様な長期休校措置は必要無いと考えますが、いかがでしょうか。

大きな2つめに、コロナ関係の特別定額給付金、雇用調整助成金、持続化給付金についてお聞きいたします。

一人当たり10万円の特別定額給付金については、町長施政方針の中で未申請が31件とありましたけれど、お年寄りなどの世帯、こうした申請がない世帯、ここを把握して具体的に援助するよう求めておきたいと思えます。

雇用調整助成金や、持続化給付金について、第三セクターにあたる池田屋やまちアップなどの申請状況についてもお聞き致します。

持続化給付金はまさに全国的に遅れが大問題になっていますけれど、町として今池田町内の申請状況をどう把握し、どう対応しようとしているのかお聞き致します。

3点目に、今議会でも提案されました、志津原再開発計画についての問題です、第一期計画として、モクモクハウス周辺の拠点の整備、想定事業費約6億円、令和2年度から設計準備、今回の補正でも1,668万円が測量業務などの委託費として計上されています、更に第2期として、冠荘等の既存施設をリニューアルする、冠荘についてはそば道場横への新築移転、移転改築などが計画に乗せられています、現在年間に24万人の観光客が、冠山トンネルの開通によって、一日1,400台の交通量が見込まれる、更に観光客も増える、こうした想定の下での計画であるでしょう。

今、県内でもお隣のみらくる亭の閉鎖など、温泉宿泊施設は経営上も曲がり角です。

今年2月に、令和6年までの5年間を見越した、福井県池田町観光むらづくり計画「風土で未来をつなぐ池田世界」という計画が発表されています、これによりますと、池田町の観光事業は単に観光客を増やし、消費額を増加させることを目的とするのではなく、観光を通してみんなで住みよい池田町にして行くことを、大きな目的としています、という文言もこの計画の中で触れられています。

しかし、今回の志津原再開発計画、実際はどう観光客を増やすのか、何をどんな施設を作ったら良いのか、ここに中心が座っているもとの再開発計画になっているのではありませんか。

今、新型コロナはまだまだ終息しておりません、長期戦が想定されています。

今までの生活のあり方を変えざるを得ない大激変の時代です、外から呼び込むことが中心でなく地産地消ではないですけれども、いわゆる内発的発展、こういう視点が大事になってくる時代、こう考えるのは私だけでないと思えます。

お聞きします、この計画書では平成6年までの計画期間中に、社会情勢や町

の状況に大きな変動があった場合は、役場内に設置されている、池田町観光村づくり推進会議で計画を見直すとされています。

今まさに社会情勢の大激変です、改めて、こうした村づくり計画、並びに志津原再開発計画についての再度の見直しを求めるものです。

最後に、山を活かした町づくりに関わる問題です。

今年の当初予算で687万円で地上レーザー測量機、3Dウォーカーという高価なレーザースキャナーを町は購入しました。

しかしその活用策、今現実は何も進んでいないと聞いています、森林組合などの関係団体も具体的な協議がないというふうに聞いております、一体どう活用しようとしているのか、森林経営管理法によって自治体の責任は確かに大きくなっている中で、早急に活用策を関係団体や企業との協議を進めることを求めて、私の質問といたします。終わります。

○教育長

議長 教育長 内藤

○和田議長

教育長 内藤君

○教育長

ただ今の、宇野邦弘議員からのご質問にお答えします。

まず、学校再開についてのご質問でございますけれど、最初に、学習の遅れを取り戻すため無理な授業日程にならないようにとのお尋ねでございます。

今回の休校措置で、2ヶ月間休業した授業の確保につきましては、夏休みの短縮や、南越地区の陸上大会、また郡の連合音楽会、中体連主催の大会など中止となった校外行事がございます、こうした校外業に当てる予定の日数を使いながら過密にならないよう、無理なく取り戻すよう配慮してまいります。

次に、大幅短縮された夏休み等の宿題等は大幅に減らすべきだが、とのご質問でございます、今年度は8月1日から17日までを夏季休業期間と予定しております。

期間に応じた宿題課題が出されるものと考えております。

次に、夏休みや学校行事の変更などは、どのような下で決められたのか、その際、教育大綱の理念である、育つ力を育てる地域連携型の学校教育の実現は論議されたのか、とのご質問でございます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止の状況における、学校運営につきましては、教育委員会と学校とで協議し、方針や日程などを決めています、その

中身では、まず子ども達の健康と安全を守ることを最優先と考え、その上で子ども達の負担とならないよう日程を確保し、遅れた遅れた授業を取り戻したいと考えております。

教育大綱の理念を具現化する施策として、実施しております学校教育補助プランを基に進めております、地域連携型の学校教育につきましては、当初予定から変更はありますが、現在、気掛かりハートシートアンケート授業は実施しております、また、まーるいテーブル会議、町びと授業、ローカルティーチャーなどについては実施の方向で準備しております。

次に、学校休校により、コロナウイルスが直接もたらす影響より、コロナウイルス関連健康被害の方が遙かに大きくなる、第2波で同じような自体になった場合、今回の様な措置が必要かとのご質問でございます。

これにつきましては、県内に再び感染者発生し、町内で感染の危険性が高まった場合には、子ども達の健康・安全を最優とし、学校内で集団感染が発生しないよう休校などの措置も必要と考えております、そのような場合でも本町の状況によって、分散登校など工夫をした対応をとってまいります。

また、第2波、第3波に備え、子ども達に一人に一台の端末機を整備し、双方向授業が出来る体制を整え、子ども達の学習支援や、不安に対応して参りたいと考えております。

以上、宇野邦弘議員のご質問の回答とさせていただきます。

○企画幹兼農村政策課長

議長 企画幹兼農村政策課長 高橋

○和田議長

企画幹兼農村政策課長 高橋君

○企画幹兼農村政策課長

ただ今、宇野邦弘議員よりご質問にあった志津原エリアの再開発観光村づくりの見直しについてお答えいたします。

まず、志津原エリアの再開発でございますが、アフターコロナで生活様式が激変する中で従来以上の観光入り込み客増が見込めないのではないかと、とのご指摘につきましては、海外旅行から国内旅行へのシフトなど生活様式が変化している今だからこそチャンスがあるのではないかと考えております。

加えて、冠山峠道路の整備や、東海環状自動車道の開通といった社会情勢が大きく変化している今だからこそ、その変化に対応出来る準備を進めるべきと考えております。

志津原エリアの再開発の実施により、町内雇用の確保による、食住近接、老朽化した観光施設の更新による利便性の向上、観光客を対象とした起業のチャンスといった、住みよい池田町の実現につながるものと考えており、現時点で見直しは考えておりません。

池田観光村づくり計画につきましては、農業を活かし農村の営みを守る、環境を育み感動につなげる、地域の元気をつくり出す、町民みんなが池田の暮らしをもっと楽しむ、の4つのテーマの基とりまとまれたと認識しております、アフターコロナにおいても、こういったテーマは変える必要は無いと考えていることから、現時点での計画見直しは予定しておりません。

次に、新型コロナウイルス感染症に関するご質問にお答えします。

まず、指定管理者における雇用調整助成金および持続化給付金の申請状況に関するご質問のうち、雇用調整助成金についてお答えします。

株式会社まちUP池田におきましては、4月25日から6月末日まで計画休業を実施しております。

4月、5月分につきましては、雇用調整助成金の申請を行っているとお聞きしております。

一般財団法人池田屋におきましては、休業前に福井労働局に相談したところ、厚生労働本省の内規により、池田屋は雇用調整助成金の対象にならない旨回答があったとお聞きしております。

次に、持続化給付金についてお答えします。

まちUPいけだにおいては申請済みであり、一般財団法人池田屋においては、給付済であるときいております、なお、池田町農業公社においては、こっばい屋等において計画休業等は実施しておりません。

また、こっばい屋の店員のご努力も有り、ベル内の他店と比較して売上げの減少は小さかったとお聞きしております。

このため、雇用調整助成金および持続化給付金の対象とならないため、申請はしていないとのことです。

次に、町内事業所における国の制度、町の制度の活用状況についてお答えします。

国の制度につきましては、池田町においてセイフイーネット補償の認定申請を受け付けております、これまで5社による認定申請があり、制度融資を活用した資金繰り支援がなされていると認識しております。

なお、持続化給付金につきましては、事業者が直接国に申請する制度であることから、池田町において申請状況については承知しておりません。

次に、池田町の独自支援である、池田町商工事業応援金につきましては先ほど町長の施政方針でもありましたとおり、6月1日より申請受付を開始し、6

月15日時点で20件、約232万円の申請を受け付けているところです、今後速やかに確認作業、支払いを行って参りたいと考えております。

本応援金につきましては、令和2年度の1年間、町内事業者の売り上げ減少に対応した制度となっていることから引き続き必要な措置を講じて参りたいと考えております。

以上、宇野邦弘議員のご質問にお答えします。

○総務財政課長

議長 総務財政課長 森川

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長

わたくしより、宇野議員のご質問にお答え致します。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施しております特別定額給付金事業につきましては、オンライン申請は5月7日から、郵送による申請受付を5月12日からおこなっております、6月15日現在で、申請件数893件、申請率97%であります。

今回の定額給付金の申請受付に際しましては、高齢一人暮らしなどで、申請が困難と思われる方もいらっしゃることから、保健福祉課、社会福祉協議会、健楽会と連携しながら、ヘルパー等による代理申請も可能とするなどの対応をとっております。

さらに、地域応援券支給事業につきましては、書留など郵送にて各戸に送付しておりますが、認知症の高齢者などで、商品券を紛失する恐れがある方に対しては、郵送ではなく、保健福祉課の職員等が届けるなど、きめ細かな対応をとっております。

また、現在未申請者の方に対しては、6月15日に再度のご案内をしております。

今後も、申請が困難と思われる方については、保健福祉課などと連携をとりながら、確実に全世帯に給付金を届けるよう努めてまいります。

以上、宇野議員のご質問のお答えといたします。

○森づくり課長

(議長 森づくり課長 長谷川)

○和田議長

木望の森づくり課長 長谷川君

○木望の森づくり課長

私からは、宇野邦弘議員ご質問の、地上レーザー機器購入状況および活用方法、人材育成の方法についてお答えします。

まず、3Dウォーカーについては、令和2年5月25日に契約を行い、納入期限を7月31日としております。

活用方法につきましては、今後進める森林整備において現況調査や意向調査によられた、境界や森林の材積、地形条件のカルテなどを効率的に管理するため、現在あるGISシステムに反映して、町独自の森林管理システムの構築に活用したいと考えております。

あと、機械の活用出来る人材の育成につきましては、任期付職員に森林情報師を採用しております。

また、機器の特徴を補足いたしますと、3Dウォーカーは背負子で機械を背負って歩くだけで林内情報を測定出来るものであります、習得したデータの解析にはパソコン上の専用ソフトでマニュアル等を見ながら、エクセル等へ出力を行うことが出来るため、特殊な技能を必ずしも有すると考えていません。

以上で、宇野議員のご質問のお答えといたします。

○和田議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいでしょうか。

○宇野邦弘議員

はい、宇野邦弘

○和田議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

はい、いくつかあるんですが、端的に、最後の3Dウォーカーについては、県内自治体で、本当に機械を購入するとか、実際には無いとかというふうに聞いております。

GPSと連携してということですけど、これからどうするか、本当に連携出来るかというのも微妙だ、ということもあるんですけど、その点についてはどうでしょうか。

あと、志津原再開発計画の問題ですけど、観光客の増加を見込めないというふうに言っているのではなく、観光客が増えればいいんだという想定の下での計画は、アフターコロナと言われる今の状況の下で本当に再検討、見直しが必要ではないかということを示しているのです。

あと最後に、学校再開問題では、町長のお考え、特に池田町の様な小規模校での対応、学校休校措置についての町長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上

○木望のもり作り課長

議長 森づくり課長 長谷川

○和田議長

木望の森づくり課長 長谷川君

○木望のもり作り課長

ただ今の、宇野議員の GPS との関係性についてですが、こちらにつきましては、池田町の GIS の機械の中に含まれております、座標計を持っておりまして、森林基本図等にありますが、境界関係の座標を読み取って、本機械に入れることにより現地でその場所が確認できるという形をとるといったものとなっておりますので、関連性を持たせると考えています。

以上でございます。

○企画幹兼農村正確課長

議長 企画幹兼農村正確課長 高橋

○和田議長

企画幹兼農村正確課長 高橋君

○企画幹兼農村正確課長

ただ今、宇野議員より再度質問いただきました、志津原再開発についてお答え致します。

観光客が増えれば良いのかとのご質問だったかと思いますが、先ほども申したとおり冠山峠道路の整備とか、東海環状自動車道といった社会情勢も大きく変化している中で、否が応にも、交流、交通量は増えるということで、こういったチャンスをしっかり逃さず町の振興につなげていくということが必要であると考えて、現在、志津原エリアの再開発を計画しているというところでござ

いまして、こちらの計画について再検討するという事は現在考えていません。
以上です。

○杉本町長

議長 町長 杉本

○和田議長

町長 杉本君

○杉本町長

私からも、お答えさせていただきます。

まず、教育の第2波、第3波の学校の開設についての話ですけど、正直いいましてどういった対応して行けばいいのかということは、私が今ここでお答え出来るだけの力がございません。

2波、3波がどういうふうに来るのか、あるいは専門家委員会と云えばいいのでしょうか、専門家の皆さんが、その時の状況をどういうふうにご覧になるのか、あるいはそれを受けて県の教育委員会をはじめ、それぞれの教育委員会の責任あるもの達がどういう方向性を道出すのか、そういったことの状況お聞きしながら、池田町の独自性が出せるようなものなのか、そういった状況に立った時に、十分関係者の皆さんとご協議して事に当たるといことぐらいしか、今の段階では私には申し上げられる力が無いということでございます。

今ほど、高橋企画幹が観光の方で再度お答えさせていただきましたけれど、今我々が、観光振興政策を打とうというのは、受動的に観光を待っているという姿勢で創造している訳ではありませんで、先ほどの答弁の中にございましたけれども、それぞれの状況があるけれども池田町の資源を活かしてお客様がお見えになることで、ハードもソフトも整備をしてお客様を迎入れたい、それが池田町の経済、雇用の増大につながるように努めていきたいということで様々な観光施策を検討しているということでございますのでご理解いただきたいと思います。以上であります。

○和田議長

ただ今の、理事者の答弁に対しまして、宇野邦弘君よろしいでしょうか。

○宇野邦弘議員

はい。

○和田議長

これにて宇野邦弘君の一般質問を終わります。

○和田議長

丸石純一君

○丸石議員

議長 丸石純一

○和田議長

丸石純一君

○丸石議員

丸石純一でございます。

発言通告書に基づきまして自分なりの所見や提案も交えながら、新型コロナウイルス感染症対策と、池田町役場職員同士の結婚に伴う個別退職勧奨の慣例についてと大きく2つ質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大はまさしく戦後最大の危機ともいえます。池田町民の皆様のご協力と、医療福祉関係の皆様の献身的なご努力により、町内で感染者を出すことなく新型コロナウイルス感染症第1波は、全国的に収束に入ったといわれており、緊急事態宣言が解除され少しずつですが以前の生活へと戻ってきております。

そのような中で、コロナウイルスの影響による様々な対策を、池田町役場の職員の皆様が夜遅くまで、または休日返上をしながら対応されてきたことにおきましても議員の一人として心から御礼申し上げます。

しかしながら新型コロナウイルス感染症は第二波、第三波がくるともいわれ、新しい生活様式が求められており、手探りと不安の中の日々が続きます。

池田町では観光に力を入れてきた中で緊急事態宣言の影響もあり、主な施設の入込客数が3月から5月において3割未満と公表されました。観光でお客さんを呼び込みたい反面、感染リスクと正面から向き合う必要があります。

町としても難しい局面の中で感染症対策と社会経済対策の両面で、今後の施策を展開していかなければなりません。

感染症対策としては、新しい生活様式の中で、これまでの感染対策を続けるとともに、それにとまなう備蓄品など確保していくべきだと思っておりますし、社会経済対策につきましても、水際対策をいくら強化してもウイルスを持ち込む可能性がゼロではないということを念頭に、いかに早期に発見し、拡大させ

ないかを考え安心して休める環境作りを進めるべきだと考えております。

このような中で、国や県の実施する事業と連携し本町でも地域性と実情に基づき独自の支援策が出されました。5月1日の臨時会におきまして、町長より状況に応じて2度目3度目4度目の支援は考えなければならないと思っているとのご発言もありました。これらを考えていく上でも、本当に必要な方へ支援ができていくのかということを考えていかなければなりません。

新型コロナウイルス第一波の急激な拡大にともない、緊急的な支援が求められた1度目の様々な支援策ですが、この度、国、県、本町が実施したコロナ支援の本町での効果について、どのように分析し、どんな課題を抱えているでしょうか。

今は日本において新型コロナウイルスは一時的に収束しているように見えますが、観光の再開と同じで学校を再開する以上ウイルスが持ち込まれるリスクがあります。

今回2ヶ月にも及んだ休校は前例のないものであり、今後どのタイミングで休校することが適切なのか、科学的根拠に基づきつつ、すでに作成したガイドラインをもとに地域ごとに話しあって決める必要があると思います。

また今月、福井県教育委員会は在宅で双方向の授業ができるよう福井県立中学校高校、合計28校の全生徒にタブレット端末を貸与すると発表しました。

池田町においても生徒から新型コロナウイルスへの感染が確認された場合、全校休校となったとしても、現状のいけだチャンネルを利用した授業も大変有効ですが、一方通行ではなく、わからないところをすぐに質問できる、双方向授業を導入する検討の必要があると考えます。

ギガスクール構想の導入、5Gの早期導入は、アフターコロナ、またはウィズコロナの中で大変重要になってくると考えます。

第2波に備え、子供たちから学びを奪わないために学校現場での対応と今後についての考え方について、今一度お尋ねします。

新型コロナウイルスの感染不安が続く中でも、水害などの自然災害は容赦なく襲ってきます。福井新聞が先に行った県内市町アンケートでは、避難所の新型コロナ対策について、池田町を含めた14市町が「十分ではない」と答えたとあります。「同じ空間に不特定多数が集まる」「感染が疑われる人の隔離スペースがない」と、避難所の限られた空間を課題に挙げる担当者が多かったようです。

地域の公民館や小中学校の体育館を使う避難所では密閉、密集、密接の「3密」となる可能性が極めて高く、3密を回避するには、指定避難所以外の公共施設の活用など分散避難は不可欠と言えます。

また避難所での生活が長引くにつれ、運営に関わる住民の確保も必要となっ

てきます。5月19日福井県では出水期に向け、各市町の避難所運営者を対象にした「新型コロナウイルスに備えた避難所運営の手引き」を作成し対応を求めています。

感染症対策に必要な準備から避難所開設・運営まで、各段階の対策を解説するとともに、住民への、周知する事項もまとめています。

町と住民の十分な議論、防止策の徹底的な周知が必要だと感じております。

現時点において、新型コロナウイルスに備えた避難所運営についてどのような状況でしょうか。

今回の新型コロナウイルスにより、様々な重要なイベントや会議が中止となっている。その中で、今後5年の方向性を検討する池田町地方創生戦略町民会議、また新庁舎図書館建設町民委員会なども例外ではありませんでした。

今議会において、地方創生戦略町民会議で今後の5年後の方向性を話合うより先に、大規模な志津原再開発計画案がでてきているなどの印象を受けました。

これらは町長の施政方針でもご発言がありましたが、本来の予定より大幅に遅れが発生している状況とは思いますが、リモート会議等を導入することで今後の進捗状況が気になるところであります。

このような状況の中で、アフターコロナ、ウィズコロナとどう向き合っていくか、どのような建物を設計していくかについて、この会議の中で触れることが必要かと思えます。

池田町地方創生戦略町民会議、新庁舎図書館建設町民委員会の、進捗状況と、コロナ対策に言及する必要があるかどうかについて伺います。

コロナ対策におきましては、次の質問で最後となります。

町長におかれましては町民の声、議会からの声を参考にコロナ対策におきまして、対応も迅速で、的確な施策がおこなわれてきたと感じております。

今後第2波、第3波に備えて本町独自の支援の拡充や大規模な政策転換が必要となってくる可能性もあると考えますが、町長の決意とご覚悟を伺います。

池田町役場職員同士の結婚に伴う個別退職勧奨の慣例について伺います。

池田町役場には職員同士が結婚した際に、どちらかの退職を促す個別退職勧奨が慣例として存在します。2017年12月の一般質問でもありましたが、定めや義務として残っているわけではなく、慣例として残っています。

これに対して線引きは大変曖昧で、課長の判断に委ねられているように感じる点もあります。

やめることは義務ではないとしている退職を促す個別勧奨は1度だけではなく、個人に対して数度行われ応じると退職金も増額されます。夫婦で同じ職場となることや、人事ローテーションの制約がうまれるなどの理由もわかりますが、行政という性質上、条例規則によらない慣例等を押し付けるのはいささか

問題があるのではないかと感じます。またローテーション上、一緒にならない分野や一緒にならざるを得ない分野が存在します。

人事ローテーションだけを理由に、違法行為を認めるだけの理由にはなりません。

また慣例を押し付けることは、パワハラでありそれらを跳ね返すだけの力がなければ従わざるを得ません。

また最近では、町内出身の職員同士の結婚だけではなく、町内出身者と町外出身者、町外出身者同士の結婚など、慣例ができた時代と同じ様な理由が、今でも通用するとは思えません。さらに、人口の流出防止の観点などからも、池田町で働き、恋愛し結婚することに対して、時代遅れの慣例は無いに越したことがありません。

過去に池田町役場職員同士の結婚に伴う退職勧奨はどのような理由でおこなわれてきたのか伺います。

2017年の一般質問において、副町長は入庁時における、念書や内規もしくは、退職勧奨にお伝えしているという事実があるふうに考えている。

今はっきりと申し上げられないので、調べると回答がありました、調べた結果念書や内規もしくは、個別退職勧奨にお伝えしているという事実はあったのでしょうか。

福井県の自治体と自治体関連の公共民間で働く仲間が集まる労働組合である自治労福井に確認しましたところ、県内の町において加入している組合は1つしかなく、町の状況についてははっきりと申し上げられないが、福井県の市や県などの自治体においては退職勧奨を行っている自治体はないと回答がありました。

また2017年12月の一般質問以前より、池田町の職員組合から何度となく撤廃を求める内容がでていると思いますが、頑なに町長、副町長、総務財政課長などの答弁により却下されています。なぜでしょうか。情報公開制度を使っても慣例の部分は公開されません。個別退職勧奨について他の町も同じ状況だと理解しているのでしょうか。

福井県内の他の町の現状はどのようになっているのか、ご存知であれば教えて下さい。

職員組合と理事会での話し合いは、地方自治法に記載があるように公文書の類になると理解しております。

その資料の中で、自分が町長をしている間に変更できないと発言されているようですが、この発言についての所見を伺います。

それと同時に、池田町職員同士が結婚し同じ職場で職員として務めることは可能か可能でないかを、理由と共に町長に伺います。以上です。

○副町長

議長 副町長 溝口

○和田議長

副町長 溝口君

○副町長

ただ今いただきました、丸石議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、役場職員同士が結婚した場合に退職を強制するという定めはございません、勧奨退職制度というのは前回にも申し上げましたけれども、結婚を行った場合、行おうとする場合において、夫婦を分けて課に配属しよういたしますと、人事ローテーションの制約というものがかなり生まれるということに鑑みて行っているものでございます。

慣例でとのご質問がありましたが、役場の人事の内規がありまして、文章上の内規はございますが、私的に運用することがない、常に、するしないというのは常に一定で必ず勧奨は行っています。

次に、念書については調べてみるというように申し上げましたけれども、念書の提出、採用時の念書の提出は行っておりません。

結婚の場合に勧奨制度があるということについて説明というのは特に、近年調べる限りでは特にございません、という事です。

あと、この点職員組合の方から内規について、文字となった物の公表は求められておりますので、この点についてはお示しをして参りたいと考えています。

そして、他の市町村の状況については把握してございません、また町長への問い、私も含めて人事担当者に対してのご質問がありまして、組合とのやりとりの場合、同席をしておりましたので私の方から経過と考え方の点を改めてお答えしたいと思います。

まず、この制度は前の町長の時代におきまして、議会の議論というか理解もいただいて制定されたという経緯があります。

背景としては、役場職員の給料というのが一般的に町内の民間事業者などと比較した場合、やはり給与水準というのが高い水準になっている、そして同一家族の中から複数の者がそうした公職に就くことに対して、疑問、批判の声があったという事は聞いております。

そしてこの点につきまして、現在もそのような町民の皆さんのお気持ちはまだ有るのではないかとということも想定しています。

何より私どもといたしましては、実際に勧奨という制度を受け入れて、退職を選択された職員がいるということから、現在これを変更することは出来ない

という事を、組合の皆さんにも説明しているということでございます。

確認といいますか、以前ご質問を議会からいただいた時にお答えしたんですけど、やはり明確にもう一度申し上げなければならないと思います。

まず、地方公務員法上、勸奨制度に基づいて、やめるという事を強制することは当然ですが出来ないということです、勸奨制度というものはあくまで今の趣旨を理解いただいて協力を求める、という事として行っていきたいと思えます。

過去にともすれば強制感を持って、職員の皆さんに伝わった部分というのはあったかも知れませんが、これについては分かってくださいということを勧奨するというこの制度として運営をするということも有りますし、もしそれは、自分として働きたいんだとおっしゃった場合も不利益な扱いがあると言うことは決してございません。

その点についても、この場でご説明を申し上げたいと思えます。

以上、丸石議員のご質問のお答えといたします。

○企画幹兼農村政策課長

議長 企画幹兼農村政策課長 高橋

○和田議長

企画幹兼農村政策課長 高橋君

○企画幹兼農村政策課長

ただ今、丸石議員よりご質問がありました、新型コロナウイルス感染症に関する質問にお答えします。

まず、国・県・本町が実施したコロナ支援の、本町での効果についてどのように分析し、どのような課題があるかについてですが、国県におきましては感染拡大への防止、経済対策といった様々な観点から、各種施策が実施されていると認識しております。

国・県の施策につきましては、国・県において分析検証すべき事項であり、本町として課題等を申し上げる立場ではないと考えております。

なを本町の独自制度である、池田町商工業事業応援金、地域応援券支給事業、子育てバックアップ事業等につきましては申請の受付や支給の開始を始めた所であり、効果等について検証するには時期尚早ではないかと、このように考えております。

引き続きまして、新型コロナの第2波・第3波に備えて、本町独自の支援の拡充や、大規模な政策転換が必要ではないかというご質問についてですけれど

も、こちらについても私からお答えさせていただきます。

まず、現時点におきまして、第2波を発生させないということが最も重要であると考えています。

そのためには町の政策の転換ではなく、うがい手洗いの励行、手指消毒の徹底、マスクの着用、密室・密接・密着の三密を防ぐといった対策引き続き実施し、感染を防止すると言うことが重要であると考えております。

池田町役場においても各種対策を実施して参りますが、町民や庁内事業者の皆様におかれましても新しい生活様式や、県が出しております、県民行動指針に沿った行動により、感染リスクを低減させる行動をお願いしたいと、このように考えております。

以上、丸石議員のお答えに返させていただきます。

○総務財政課長

議長 総務財政課長 森川

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長

丸石議員のご質問にお答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営についてですが、濃厚接触者や感染の疑いのある方々については、専用の宿泊施設や医療機関での療養が基本となります。しかしながら、非常時には自宅療養の方を、避難者として受け入れざるを得ない場合もあります。また発熱のある方や体調の悪い方も避難してくることになります。

その対応といたしましては、町の拠点避難所の一つである旧武生高校池田分校の校舎部分を活用することを考えております。感染区域と非感染区域を分けた上で、感染の疑いのある方と、他の避難者が接触しないように、避難所の運営を行ってまいります。

次に、地方創生戦略町民会議と新庁舎図書館建設町民委員会の進捗状況ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、両委員会の開催を見合わせておりましたが、地方創生戦略町民会議につきましては、今月24日に開催いたします。新庁舎図書館建設町民委員会も今後調整し開催していく予定です。

両会議において、コロナ対策に言及する必要性があるかについてですが、緊急事態措置の自粛期間中に、リモートワークが進み働き方そのものが見直されるきっかけとなりました。

また、今後は様々な面でオンライン化も進むといわれております。
これらのことは、十分に念頭に置きながら、委員の意見も参考に、計画策定
や事業の進捗を図って行きたいと考えております。
以上、丸石議員のご質問のお答えといたします。

○教育委員会事務局長
議長、教育委員会事務局長 飯田

○和田議長
教育委員会事務局長 飯田君

○教育委員会事務局長
丸石議員からのご質問にお答えします。
新型コロナウイルス第2波に備えた、子ども達の学びに対する学校の対応と、
今後の考え方についてのお尋ねであります。
先ほどの教育長答弁にもありましたが、今回の臨時休校での経験を活かした、
学習支援に加え、児童、生徒一人一台のタブレット端末を配備し在宅において
も双方向通信による遠隔授業が出来る環境の整備を図って参りたいと考えてい
ます。
小学生、中学生がオンライン授業を行うとき、それぞれで最適なタブレット
端末のOSはなにか、また当町のネットワーク環境で有効な通信手段は何か、必
要な周辺機器や教育アプリはなにか、などハード面の選定に加え当町の ITC 教
育の推進について、ビジョンを示せるよう整備方針をまとめ早期に配備を完了
したいと考えております。
以上、丸石議員のご質問の回答とさせていただきます。

○和田議長
ここで暫時休憩をします。

○和田議長
休憩に引き続き再会します
ただ今の理事者の答弁に対して、丸石純一君よろしいですか。

○丸石純一議員
議長 丸石

○和田議長

丸石純一君

○丸石純一議員

大きく2つ質問させていただきます。

先に、池田町役場職員同士の結婚に伴う退職勧奨の慣例について質問させていただきます。

先ほど副町長の答弁で、ますます責任所在がどこにあるのか分からなくなってしまうんですけど、町民の感情がだめだから、もしくは議会で決めたことからというようなとらえ方をしてしまったのですが、基本的にまずこれが可能か不可能かという所についてももう一度触れていただきたい、職員同士の結婚、働き続けることが可能か不可能かについて明確に触れていただきたいのと、平成29年の職員組合総会の時、町長が違法と認識しているが私の代ではやめれないとの発言があります、これについて伺います。

もう一点、新型コロナウイルス対策についてのほうなんですけど、町長についてご覚悟を決意と伺ったのですが、高橋企画幹の方から答えていただき、方向性としては理解させていただきましたけれども少し残念ではあります。

以上です。

○副町長

議長、副町長 溝口

○和田議長

副町長 溝口君

○副町長

明確にお答えした方が良くと思いますので、申し上げます。

まず、職員同士の結婚が可能か不可能か、もちろんこれは可能でございます。

そして勧奨はありますけれども、働き続けることも可能でございます。

ということが答弁であります。以上です。

○和田議長

ただ今の理事車の答弁に対し、丸石君よろしいでしょうか。

○杉本町長

議長 町長 杉本

○和田議長

町長 杉本君

○杉本町長

私にも再質問ございましたので私からもお答えしたいと思います。

まず、副町長がお答えしたとおりでございますけれど、違法だと分かっていることを押しつけるというようなことを申し上げたつもりではなく、違法なことはしてはいけない、ただこの件については理解を求めていきたいと、こういうふうに解釈していただければと思います、私が違法だけれどもこれはやれ、そういうようなことを申したつもりは一切ございません。

二つ目の、決意とか覚悟とかという様なお言葉を使われましたけれども、そのような大上段のことは、私から申し上げられませんけれども、そもそも私どもはどのような場合も、どのような事にも、どのような事態に対しても、使命感、責任感を持って事に当たる、それは住民の安全を確保し、住民福祉の増進を図るために日夜努力をなささいということでございますので、そこが揺らぐ事では決してないことでありますし、コロナがどうのこうの、次の事がどうのこうのということで、この我々の取り組みが居ざることはないということでございますし、私が中心となっている施策等につきまして、今回のコロナがあったから、先行きを変更しなければならないというようなものについては、目下そういうものは、あるようには思っていないということでございます。

○和田議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、丸石君よろしいでしょうか。

○丸石純一議員

はい。

○和田議長

これにて丸石純一君の質問を終わります。

○和田議長

松井靖明君

○松井靖明議員

議長 松井

○和田議長
松井靖明君

○松井靖明議員

それでは質問の前に、このたび新型コロナウイルス感染拡大防止対策、また生活支援や経済支援などに従事して頂いた池田町役場職員の皆様に対し、この場をお借りし心より感謝申し上げます。

季節も初夏を迎え、例年なら観光シーズンの時期でもありますが、元の賑わいが1日でも早く池田町に戻ってくる事を切に願う次第であります。

それでは私の方からは、こういう時期ではありますが池田町の地方創生に寄与する観光事業の推進について、質問させていただきます。

池田町においては、50年代をはじめとして観光事業の積極的な推進と事業展開が図られてきました。

これは池田町に残る貴重な国の文化財である、水海の田楽能舞を筆頭に、日本の原風景である田園風景、農山村の食をはじめとした生活文化を観光資源とすることで池田町の産業の総合化が期待できるからであると感じております。

現に平成26年2月に町民委員会より提言された「農村観光中期実行計画基本理念」においても、当たり前暮らしが舞台と提案されています。

また、本年2月に町民談話会より提言された「観光むらづくり計画」においても、農林業の営みや農村の暮らし、観光や環境向上活動など 今や世界規模で見直されている「農村の丁寧な暮らしを守り、活かすべきである」と謳われております。

私も、これらの提言に全面的に賛同するとともに、池田町の観光事業が各種産業や各種の取り組み、物やことの連携化の牽引役となり町経済の向上、雇用の増大、さらには地方創生の一役を担う事を期待するものです。

そこで町長に伺います。

現在、取り組まれている志津原地区ファミリーリゾートの再開発計画の方針、概要について所見を伺います。

また今後、観光事業を強力に進めるためには現在の観光協会での組織、事業体制では事業の限界や対外的な不備、不利が生じるのではないかと危惧しています。

坂井市などにおいては、国の支援制度などを利用した「観光DMO」いわゆる観光事業法人の設立が図られています。

池田町においても検討されてはとありますが、町長の御所見を伺います。

以上、池田町の観光振興について私からの一般質問といたします。

○杉本町長

議長 町長杉本

○和田議長

町長 杉本君

○杉本町長

ただ今の、松井議員の観光振興についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、観光の本来の意味は、国の光を見る、観察するという意味を持っております、言い換えれば町の誇り、自慢といったものを見る、触れる、あるいは味わう、さらには学ぶというものも入るものと思います。

特に近年は見物して遊び回るといふ物見遊山から、その土地その地域おける、風土・風景・風物を楽しむ観光が見直されてきています。

そして、これらの事などから、議員ご指摘のように観光の振興は地域の産業の総合化を誘発し、地方創生にも寄与するとされ、全国各地あるいは全世界において取り組まれております、池田町においても以前から国の重要無形文化財である水海の田楽能舞を誇りとして、また国立公園ではないけれども日本の原風景ともいえる水田と集落がおりなす風景、さらには雪深い里での山の幸や、野の幸をいただく工夫や、保存し蓄える工夫や技術、働き者で信仰心の厚い日々の暮らしや、お祭りや行事などを観光資源として取り組んで参りました。

また近年は、食Uターン事業や、ゆうきげんき正直農業をはじめとした、地域資源循環型農業や環境向上活動、さらには女性や女性団体による食の事業化や、木活事業などについての視察、いわゆる学べるツアーなども見受けられるようになってきました、町民の提案にあるように池田町の観光振興のコンセプト、基礎となる考え方はまさに普通の暮らしが舞台となり、村づくりそのものといえと存じます。

引き続きこの方向、方針を基に事に当たってまいりたいと考えております。

次に、観光事業法人、観光DMO設立へのお尋ねについてお答えいたします。

今ほど述べましたように、町内においては多くの町民によって各種の観光事業が展開されておりますが、池田町の観光事業は緒に就いた所であり、今だ脆弱といえます、町内での、こと・もの・ひとの取り組みはまだまだ点在といった点の存在であり、連携協働への展開は未熟といえます、また事業や施設、人と事業を結ぶ企画者、対外的な営業力などの人材不足も指摘され、点からつながる線へ、線から広まる面へといった取り組みが要請されております。

町といたしましては、現在ご提案いただいた観光事業法人、DMOについて検討協議を始めております、効果課題を整理し協議を進めて参りたいと考えております。

次に、目下事業を進めております、志津原ファミリーリゾート再開発計画の概要についてお答えします。

まずこの計画は、4年後に迫った冠山トンネルの開通、北陸新幹線の敦賀開業、中部循環自動車道の開通といった町内観光に与える千載一遇の好機を地方創生に活かしたい、そのためには老朽化した各施設を時代の要求に合うようにし直したいとの思いから着手いたしましたものでございます。

2年前の平成30年に、町民関係者による検討会の提言、人と自然の交流プラザをイメージの土台として取り組みを進めております。

現在における計画といたしましては、フォーシーズンテラス、四季の庭をイメージしたもので芝生の庭に土地の形状に合わせたデッキを立体的に整備する、また庭への出入り口付近には特産お土産売り場や、飲食ブースを、またデッキはプライベートデッキ、いわゆる京都での河床（かわゆか）を想像したものを設置してまいりたいと計画いたしています。

また、今後計画の進展に応じて先の検討会の皆さんや、池田屋評議委員の皆様にも意見をいただきながら事業を進めて参りたいと考えています。

以上、松井議員へのお答えといたします。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対して、松井靖明君よろしいですか。

○松井靖明議員

議長 松井

○和田議長

松井靖明君

○松井靖明議員

ただ今の町長の丁寧な説明どうもありがとうございました。

数年後には、冠山峠道路が開通し更に池田町には交流人口が増えると予想されています、当たり前があるこの池田町においても、また訪れたい、またふれあいたいと感じさせる町づくり、これからも池田町と共に進めていきたいと思っておりますので、町長これからもよろしくお願いいたします。

○和田議長

これにて松井靖明君の一般質問を終わります。

これを持ちまして通告者による一般質問を終わります。

先ほどの、町長より施政方針に加え、議案の提案理由の説明がありましたが、これより、各議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

これをもちまして、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっています、議案第39号から議案第51号までを、会議規則第38条の規程によりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります、議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今常任委員会に付託しました案件については、各常任委員会にて審議賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

(散会時間 15:11)